



令和 3 年 3 月 17 日
内閣府（防災担当）

「令和二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和 3 年 3 月 12 日（金）に閣議決定され、本日（3 月 17 日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 中野、佐藤

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

激甚災害	対象区域	適用措置		
		3条 4条	5条	24条
令和2年8月7日から同月9日までの間の豪雨	島根県隱岐郡 隱岐の島町	○	○	○
平成30年6月19日から令和2年1月31日までの間の地滑り	宮崎県東臼杵郡 椎葉村		○	○
平成30年7月3日から令和2年11月2日までの間の地滑り	徳島県 三好市		○	○
平成30年7月6日から令和2年2月28日までの間の地滑り	高知県長岡郡 本山町		○	○
平成30年7月6日から令和2年3月13日までの間の地滑り	高知県吾川郡いの町		○	○
令和元年5月7日から令和2年7月1日までの間の地滑り	新潟県 糸魚川市		○	○
令和元年5月19日から令和2年10月22日までの間の地滑り	宮崎県東臼杵郡 美郷町		○	○
令和元年8月14日から令和2年5月20日までの間の地滑り	徳島県名西郡 神山町		○	○
令和2年2月24日から11月5日までの間の地滑り	石川県 白山市		○	○
令和2年9月9日及び同月10日の豪雨	群馬県利根郡みなかみ町		○	○
令和2年9月3日から同月7日までの間の暴風雨	福岡県糟屋郡 新宮町	○		○
	鹿児島県熊毛郡 屋久島町	○		○
	宮崎県東臼杵郡 椎葉村	○	○	○
	長崎県南松浦郡 新上五島町		○	○
	宮崎県東臼杵郡 諸塙村		○	○

2. 適用措置の概要

- 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条及び第4条)
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は 70%→83%に嵩上げ)
- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は 83%→96%に嵩上げ)
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第 24 条)
国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

3. スケジュール

3月12日(金) 閣議決定

3月17日(水) 公布・施行

政令第四十六号

令和二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和二年八月七日から同月九日までの間の豪雨による災害で、島根県隱岐郡隱岐の島町の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置

平成三十年六月十九日から令和二年一月三十一日
までの間の地滑りによる災害で、宮崎県東臼杵郡

椎葉村の区域に係るもの

平成三十年七月三日から令和二年十一月二日まで
の間の地滑りによる災害で、徳島県三好市の区域
に係るもの

平成三十年七月六日から令和二年二月二十八日ま
での間の地滑りによる災害で、高知県長岡郡本山
町の区域に係るもの

平成三十年七月六日から令和二年三月十三日まで
の間の地滑りによる災害で、高知県吾川郡いの町
の区域に係るもの

令和元年五月七日から令和二年七月一日までの間

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに

規定する措置

の地滑りによる災害で、新潟県糸魚川市の区域に係るもの

令和元年五月十九日から令和二年十月二十二日までの間の地滑りによる災害で、宮崎県東臼杵郡美郷町の区域に係るもの

令和元年八月十四日から令和二年五月二十日までの間の地滑りによる災害で、徳島県名西郡神山町の区域に係るもの

令和二年二月二十四日から十一月五日までの間の地滑りによる災害で、石川県白山市の区域に係るもの

令和二年九月九日及び同月十日の豪雨による災害で、群馬県利根郡みなかみ町の区域に係るもの

令和二年九月三日から同月七日までの間の暴風雨

による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの

イ 福岡県糟屋郡新宮町及び鹿児島県熊毛郡屋久

島町

ロ 宮崎県東臼杵郡椎葉村

法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置

ハ 長崎県南松浦郡新上五島町及び宮崎県東臼杵

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考 令和二年九月三日から同月七日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和二年台風

第九号及び同年台風第十号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第

一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。